

第7 簡易タンク貯蔵所の基準（危政令第14条）

1 簡易タンク貯蔵所の区分（第1項第1号）

(1) 簡易タンク貯蔵所は、都市計画区域内においては、原則として認めないものとする。

(2) 簡易貯蔵タンクは、原則として屋外に設置すること。これは、簡易貯蔵タンクの規模、構造から危険物の取扱いがその直近で行われることが通常であるので、その際における可燃性蒸気の漏えい等による危険の排除を目的としている。

(3) 屋内に設置することができる要件として専用室内に設置することが必要である。この場合における専用室の構造は次のとおり定められており、すべての各項目に適合するものとする。

ア 専用室の壁、柱及び床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。ただし、引火点が70度以上の第4類の危険物のみの簡易貯蔵タンクを設置する専用室にあつては、延焼のおそれのない外壁、柱及び床を不燃材料で造ることができる。また、屋根を不燃材料で造り、かつ、天井を設けないこと。

これらについては、「第5 屋内タンク貯蔵所の基準1、(14)」の例を参考にすること。

イ 専用室の窓及び出入口には特定防火設備又は防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖型の特定防火設備を設けること。また、専用室の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

これらについては、「第5 屋内タンク貯蔵所の基準1、(14)」の例を参考にすること。

ウ 専用室の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備を設けること。

これらについては、「第5 屋内タンク貯蔵所の基準1、(15)」の例を参考とすること。

エ 専用室には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けるとともに、引火点が70度未満の危険物の専用室にあつては、内部に滞留した可燃性の蒸気を屋根上に排出する設備を設けること。

これらについては、「第3 屋内貯蔵所の基準1、(12)」の例によること。

- (2) 簡易貯蔵タンクにおいて、主たる目的が自動車等の燃料タンクに給油する場合、又は1日に指定数量以上の危険物を詰め替える等の行為を行う場合（従たる目的で自動車等の燃料タンクに給油する場合を含む。）は、それぞれ給油取扱所又は一般取扱所として規制し、簡易タンク貯蔵所に該当しないものとする。

2 簡易タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

(1) 簡易貯蔵タンクの数（第1項第2号）

一の簡易タンク貯蔵所に設置する簡易貯蔵タンクの数、タンクの規模、構造、移動性等を考慮して、それぞれ異なる品質のものであれば3基まで設置することができる。

「同一品質の危険物」には、法別表の品名が同じであっても品質の異なるものは含まれないこと。したがって、レギュラーガソリンとハイオクタン価ガソリンをそれぞれ貯蔵する簡易貯蔵タンクは、一の簡易タンク貯蔵所に併設することができる。

(2) 標識及び掲示板（第1項第3号）（危省令第17条第1項、第18条第1項）

標識及び掲示板は、外部から見やすい箇所に設けるほか、「第2 製造所の基準3」によること。

(3) タンクの固定及び保有空地（第1項第4号）

ア 簡易貯蔵タンクは、一般に移動可能な車を有しており、火災等の緊急時には移動できるものとする。したがって、「固定」とは、コンクリート等による移動が不可能な固定をいうものではなく、車止め又はくさり等による固定をいうものであること。

イ 簡易貯蔵タンクを屋外に設置する場合において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う空地（1m以上の空地を保有することとされている。）は、危政令第17条第1項第2号及び第3号の規定の例によるよう指導すること。

ウ 簡易貯蔵タンクを専用室内に設置する場合にあっては、当該タンクと専用室の屋根及びはりとの間に0.5m以上の間隔を保つよう指導すること。

(4) 容量制限（第1項第5号）

簡易貯蔵タンクの容量は、600ℓ以下とすること。容量の算出については、危政令第5条の規定に基づき行うこと。

(5) 簡易貯蔵タンクの構造（第1項第6号）

70kPaの圧力で10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであることとされている。

その他の基準については「第4 屋外タンク貯蔵所の基準7」の例によること。

(6) 外面保護（第1項第7号）

簡易貯蔵タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。

これらについては、「第4 屋外タンク貯蔵所の基準11」の例を参考にすること。

(7) 通気管（第1項第8号）

ア 通気管の先端の高さが1.5m未満のものにあつては、設置場所にコンクリート等の架台を設け、通気管の先端を簡易貯蔵タンクの周囲の地盤面より1.5m以上としても差し支えないこと。

イ 第4類の危険物を簡易貯蔵タンクのうち、圧力タンク以外のタンクに設ける通気管は、無弁通気管を設けること。

ウ 圧力タンクに該当する簡易貯蔵タンクについては、安全装置を設けること。この場合における安全装置は、常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動することが適当である。

エ その他、通気管については、「第4 屋外タンク貯蔵所の基準13」の例によること。

(5) 給油設備等（第1項第9号）

簡易貯蔵タンクに給油又は注油のための設備を設ける場合は、「第10 給油取扱所の基準3、(16)」の例によるほか、下記によること。

ア 貯蔵を主な目的とする場合は、貯蔵に伴う行為として給油取扱所業務及び詰替え業務を行うことができる。

イ 簡易貯蔵タンクで給油を主な目的とする場合は、1日の給油量が指定数量未満であっても当該タンクに収納しうる危険物の数量が指定数量以上である場合は、給油取扱所として規制する。

ウ 給油取扱所の固定給油設備に簡易タンクを接続することについて、下記すべてに適合している場合は、危政令第23条を適用し認めることができる。

(ア) 屋外給油取扱所（航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所を除く。）であること。

(イ) 防火地域及び準防火地域以外であること。

(ウ) 給油取扱所には、固定給油設備及び固定注油設備に接続する簡易タンクが、その取り扱う同一品質の危険物ごとに一個ずつ三個までであること。

(エ) 簡易タンクの容量は、600ℓ以下であること。

(オ) 簡易タンクの構造及び設備は、危政令第14条第4号及び6号から第8号までに掲げる簡易タンク貯蔵所の構造及び設備の規定によること。

(6) その他

ア 圧力タンクに該当する蓄圧式の簡易貯蔵タンクについて、下記に適合するものは、危政令第23条を適用し、簡易貯蔵タンクとして認められる。

(昭和38年4月6日自消丙予発第12号)

- (ア) タンクは、危政令第14条第5号及び第7号の基準に適合すること。
- (イ) タンクは、厚さ3.2mm以上の鋼板で気密に作るとともに、使用最大常用圧力の1.5倍の圧力で、10分間行う水圧試験において漏れ又は変形しない構造であること。
- (ウ) タンクには、使用常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動し、かつ、使用するコンプレッサーとの関係において十分な吐出能力を有する安全装置を設けること。
- (エ) 給油ホースの元には、給油を行うとき以外は、給油ホースとタンクとの間の危険物を遮断できるバルブ等を設けること。
- (オ) 加圧用空気を送入する配管の途中には、非常等の場合に容易に空気の挿入を遮断できるバルブ等を設けること。
- (カ) タンクは、容易に移動しないように地盤面に固定すること。
- (キ) 外気温等により内圧が上昇した場合、内圧を放出するための安全装置を設けること。
- (ク) 危険物をタンク内に注入する際、タンク内圧が零になっていることが確認できる構造とすること。
- (ケ) 内圧を抜かなければ、危険物をタンクに補給出来ない構造とすること。